

B 1 — 4 3

5 年 保 存 (常)
(令和11年12月31日まで)

F N . B 1 — 7 — 0
鹿 生 企 第 6 4 号
鹿 地 第 6 0 号
鹿 人 少 第 4 4 号
鹿 捜 一 第 4 9 号
令 和 6 年 2 月 2 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 子供・女性の安全対策系 TEL XXXXXXXXXX

情報提供システム「県警あんしんメール」の運用について（通達）

「県警あんしんメール」については、「情報提供システム「県警あんしんメール」の運用について（通達）」（令和3年6月16日付け鹿生企第195号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、県民の安全を確保するための方策として、学校、地域住民、ボランティア団体、自治体関係者等に広くかつタイムリーに情報提供し、共有しているところであるが、このたび、「鹿児島県警察における警察共通基盤システムによる相談業務・人身安全関連業務等システム脅威事犯情報管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和6年2月29日付け鹿生企第60号ほか）が制定されたことに伴い、旧通達を下記のとおり改正し実施することとしたので、本システムの趣旨を踏まえて実効ある運用に努められたい。

なお、この通達は令和6年3月1日から施行し、旧通達は令和6年2月29日限り廃止する。

記

1 目的

犯罪情報や行方不明事案情報等をリアルタイムに発信することにより、県民の防犯意識の高揚と地域における自主防犯組織等のパトロール活動等の促進を図るとともに、行方不明者発見活動に対する県民の協力を確保し、もって、県民の安全確保と犯罪抑止を図るものである。

2 情報提供システム「県警あんしんメール」の概要

本システムは、「県警あんしんメール」による情報提供を希望し、あらかじめ会員登録

録をした者（以下「会員」という。）に対して、3に掲げる事案が発生した際に携帯電話等へのメール送信により、一定の情報を提供するものである（別表参照）。

3 発信対象情報

(1) 「脅威事犯」に関する情報

「脅威事犯」とは、子供や女性を対象とする性犯罪等（子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪）の前兆とみられる声掛け・つきまとい等の事犯をいう。

(2) 「凶悪事案等逃走事案」発生に伴う注意喚起情報

「凶悪事案等逃走事案」とは、被疑者が凶器を持ったまま逃走するなど、連続して被害が発生するおそれのある事案、被留置者や受刑者の逃走事案等地域住民等の生命、身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる事案をいう。

(3) うそ電話詐欺の発生及び被害防止に関する情報

(4) 地域住民や地域における自主防犯組織等に有益と認められる情報

(5) 高齢者等の行方不明事案に関する情報

4 発信希望の報告

(1) 3(1)について

警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる脅威事犯情報管理業務に登録の上、執務時間中は速やかに生活安全企画課子供・女性の安全対策係へ電話で、執務時間外は生活安全企画課犯罪抑止対策係へメールで報告すること。

(2) 3(2)について

報告様式は問わず、発信対象情報を把握後、直ちに、執務時間内は生活安全企画課担当係へ報告し、執務時間外は警察本部総合当直へ報告すること。

(3) 3(3), (4)について

報告様式は問わず、発信対象情報を把握後、速やかに生活安全企画課担当係へ報告すること。

なお、執務時間外に緊急性が認められる3(3), (4)に係る情報を把握した場合は、警察本部総合当直へ報告すること。

(4) 3(5)について

報告様式は問わず、把握後速やかに人身安全・少年課担当係へ報告すること。

5 実施事項

(1) 情報発信の必要性の判断

ア 個人のプライバシー、捜査活動等への配慮

発信対象情報は個人のプライバシーや捜査上の秘密に関わる事項が多いことから、署長は、個人情報保護、情報発信することによる警察活動への支障等を勘案し、情報発信の可否を含め、被害者や関係者が特定又は推認されないことがないよう十分

配慮すること。

イ 本部関係所属長との協議

情報発信の必要性、可否等については、生活安全企画課長と本部関係所属長が、相互に協議すること。

(2) 発生場所に関する具体的な情報の提供

ア 発生場所の粒度

発生場所は、地域住民等にとって、危険箇所の把握、効果的な見守り活動や自主防犯行動への反映など、防犯力の向上に資する重要な情報であることから、原則として、「番地」（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区符号又は同条第2号の道路方式の場合は、街区符号に相当する住居表示をいう。以下同じ。）までの粒度での情報を提供すること。

イ 発生場所の属性

発生場所の属性（道路上、駐車場、施設内等）も、アと同様に防犯力の向上に資する重要な情報であることから、発生場所の固有名称（建物、店舗、事業所、公園等の名称）の表記は行わないことに留意しつつ、情報を提供すること。

(3) 受け手の自主防犯行動に資する情報の提供

情報提供により、受け手の防犯行動が促進され、犯罪被害の防止につながるものが重要であることから、犯罪情報等の内容と併せて、受け手が実際に防犯行動をとることを容易にするための対策のポイントについても提供するように努めること。

(4) 検挙、指導・警告措置等に関する情報の提供

発信した情報について、行為者を特定し、検挙、指導・警告措置等を講じた場合には、当該事案が地域住民等に与えている不安感等に配慮し、適切に情報発信を行うこと。

(5) 発生場所に関する配慮事項

(2)の検討においては、個別の事案について被害者や関係者が特定又は推認されるおそれがある場合は、発生場所の粒度を広げるなど発信内容に配慮すること。

6 運用上の留意事項

(1) メール発信操作担当者の指定

生活安全企画課長は、情報提供を行う場合のセキュリティ対策に万全を期すため、生活安全企画課員の中から、本システムの情報発信操作を担当する者を指定し、本システムのIDパスワード等の管理に努めること。

(2) 保護者等の承諾等

3(1)については、被害者等が少年の場合は少年の保護者等、成人の場合は本人からメール配信の承諾意思を確認すること。

また、3(5)については、行方不明者届をした者がメール配信を希望する場合は、「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項及び各書面の様式について

(通達)」(令和4年3月28日付け鹿人少第62号ほか)に規定する「公表要請書」の「公表の方法」欄で「県警あんしんメール」をチェックすること。

(3) 警察職員への教養

本システムの目的を警察職員に教養し、各発信対象情報に係る報告漏れを防止すること。

(4) 広報活動の強化

会員を広く募集するため、防犯講話、各種会議、市町村広報紙、ミニ広報紙(交番速報)等あらゆる警察活動媒体を通じて広報活動を行うこと。

特に、児童・生徒の保護者、教職員、自治体、町内会、防犯ボランティア等に対しては、積極的に広報活動を実施すること。

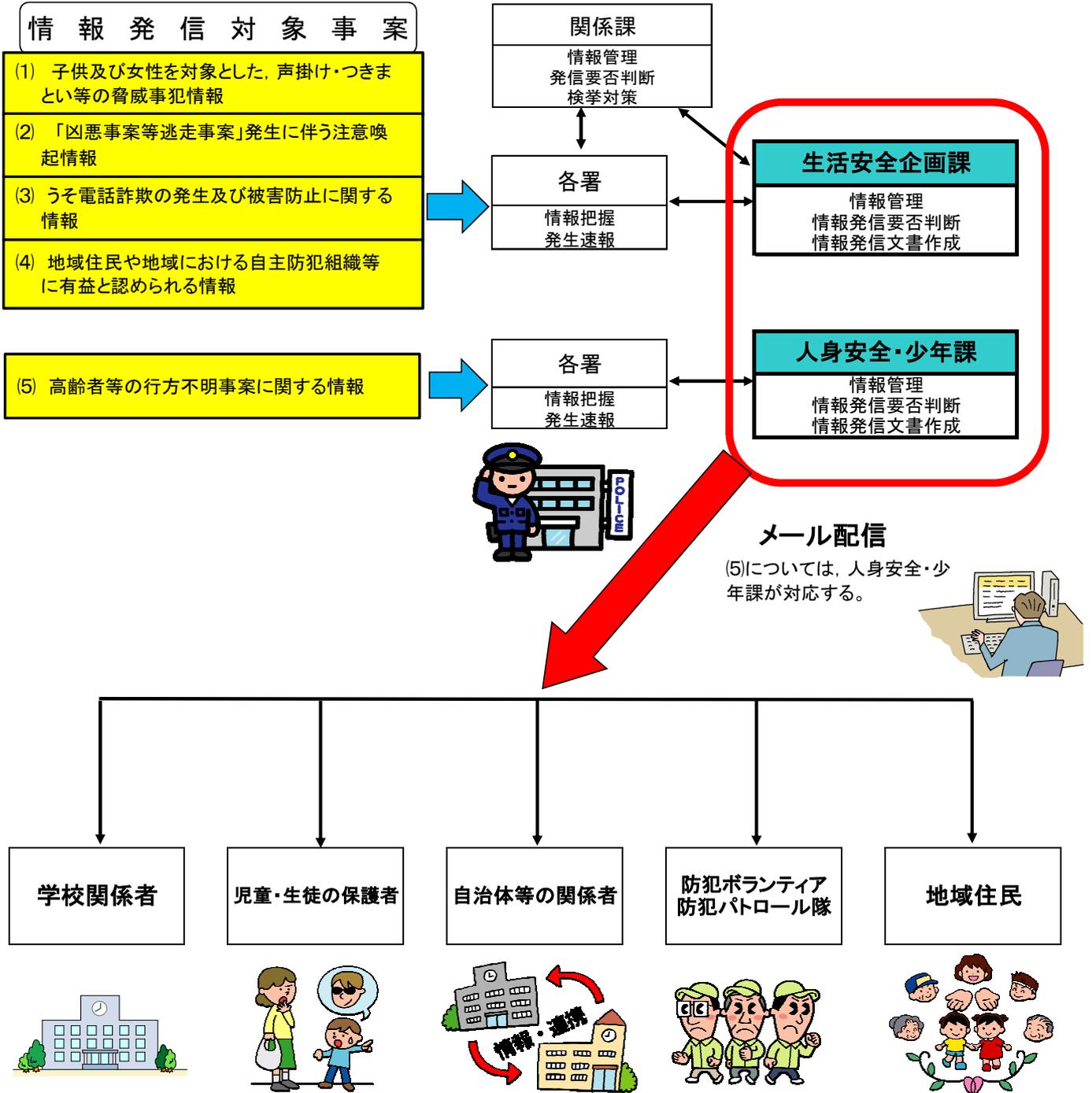
(5) 警察職員への会員登録促進

本システムにより情報提供を受けた地域住民等からの問合せなどに対し、警察職員として適切な対応を図ることが警察の信頼確保にもつながることから、所属長においては警察職員の会員登録を促進すること。

(6) ドメイン指定による迷惑メールの排除

本システムによるメールの受信について、登録する携帯電話等がインターネットからのメール受信拒否を解除すれば、いわゆる「迷惑メール」をも受信することとなることから、広報を実施する際、「123123.tv」のドメイン指定受信設定をするよう教示すること。

別表(2関係)



※ 会員は入手したい情報を選択できる。

